○海上保安庁告示第八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　尾道糸崎港尾道水道東第三号灯浮標

位　置　広島県尾道糸崎港第一区（戸崎の北西方約一・〇キロメートル）

所在地　北緯　三四―二四―二五

東経　一三三―一四―一〇

変更した事項　光　度　実効光度四〇カンデラ

光達距離　四・〇海里

変更年月日　平成二十四年十二月三日

○海上保安庁告示第九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　上泊埼灯台

位　置　北海道礼文郡礼文町（上泊埼）

所在地　北緯　四五―二五―一一

東経　一四一―〇三―五九

廃止年月日　平成二十四年十二月四日

○海上保安庁告示第十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　東上泊港東防波堤灯台

位　置　北海道礼文郡礼文町（東上泊港東防波堤外端）

所在地　北緯　四五―二四―五七

東経　一四一―〇三―五〇

変更した事項　光　度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高　さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで九・一メートル

変更年月日　平成二十四年十二月四日

名　称　興津埼灯台

位　置　高知県高岡郡四万十町（興津埼）

所在地　北緯　三三―〇九―一七

東経　一三三―一三―〇八

変更した事項　灯　質　単閃白光　毎一〇秒に一閃光

変更年月日　平成二十四年十二月四日

名　称　尾道糸崎港尾道水道東第四号灯浮標

位　置　広島県尾道糸崎港第一区（戸崎の北西方約一・〇キロメートル）

所在地　北緯　三四―二四―二九

東経　一三三―一四―一五

変更した事項　光　度　実効光度四〇カンデラ

光達距離　四・〇海里

変更年月日　平成二十四年十二月四日

名　称　三味線島灯標

位　置　長崎県諫早市（向島の東方約四〇〇メートル）

所在地　北緯　三二―四五―四〇

東経　一三〇―〇二―五九

変更した事項　光　度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高　さ　地上から構造物の頂部まで一三メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル

変更年月日　平成二十四年十二月四日

○海上保安庁告示第十一号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　宮古港藤原仮設灯浮標

位　置　岩手県宮古港（閉伊埼灯台の南西方約五・〇キロメートル）

所在地　北緯　三九―三七―四二

東経　一四一―五八―三九

変更した事項　位　置　岩手県宮古港（閉伊埼灯台の南西方約五・〇キロメートル）

所在地　北緯　三九―三七―三九

東経　一四一―五八―四三

変更年月日　平成二十四年十二月五日

記　事　一時変更

名　称　大小島灯台

位　置　愛媛県宇和島市（大小島）

所在地　北緯　三三―一一―二八

東経　一三二―二三―二三

変更した事項　光　度　実効光度三九〇カンデラ

光達距離　七・五海里

高　さ　地上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで六一メートル

変更年月日　平成二十四年十二月五日

○海上保安庁告示第十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　陸中大浦港防波堤灯台

位　置　岩手県下閉伊郡山田町（大浦港防波堤外端）

所在地　北緯　三九―二六―五五

東経　一四二―〇〇―〇七

変更した事項　高　さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで六・六メートル

変更年月日　平成二十四年十二月六日

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１４３号

富山県砺波市太田1593番地

債務者　市堰　豊

決定年月日時　平成24年12月20日午後5時

主文　債務者について破産手続を開始する。

破産管財人　弁護士　山口　敏彦

破産債権の届出期間　平成25年1月31日まで

財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年3月7日午前11時20分

免責意見申述期間　平成25年3月6日まで

平成２４年（フ）第１４４号

富山県砺波市太田1551番地

債務者　市堰　秀志

決定年月日時　平成24年12月20日午後5時

主文　債務者について破産手続を開始する。

破産管財人　弁護士　山口　敏彦

破産債権の届出期間　平成25年1月31日まで

財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年3月7日午前11時30分

免責意見申述期間　平成25年3月6日まで

富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１５９号

富山県高岡市鴨島町52番地　ハギノビル1階、旧住所富山県高岡市羽広176番地1

債務者　塗師谷　宏

決定年月日時　平成24年12月20日午後5時

主文　債務者について破産手続を開始する。

破産管財人　弁護士　武島　直子

破産債権の届出期間　平成25年1月31日まで

財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年3月7日午前11時10分

免責意見申述期間　平成25年3月6日まで

富山地方裁判所高岡支部